

令和8年度における給食費の変更点について（お知らせ）

令和8年4月より、以下の3点を変更します。

① 小学校段階（義務教1～6年生）における給食費の無償化

令和8年4月より、国が創設した「給食費負担軽減交付金」を活用し、小学校段階（1～6年生）の給食費を無償化するため、給食費は徴収はしません。

※「給食費負担軽減交付金」は、自治体に対する支援として実施するものであり、個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではないため、アレルギー対応等で減額または長期欠席の児童生徒に対し、補助はしません。（文科省Q&A参照）

② 児童生徒等の給食費の改定

令和8年4月より、物価高騰による給食食材料費の上昇分を反映し、給食費を改定します。

ただし、園児・7～9年生については、町が物価高騰による給食食材料費を負担し、保護者負担額は求めず対応するため、現在の給食費のまま単価は据え置きとなり、徴収金額は変わりません。

③ 学校関係職員の給食費の改定

義務教7～9年生同様、月額4,500円を徴収していましたが、今後、物価が下降する見通しが無いことから、王寺町学校給食費徴収規則を一部改正し、令和7年12月より、月額5,400円に改定しました。

令和8年4月からは、物価高騰による給食食材料費の上昇分を反映し、月額5,600円に改定します。
(※日額徴収額については、変更はありません。)

《 給食費改定額 》

月額	給食費(円)			保護者・職員 徴収額(円)
	現行	値上げ額	新給食費	
園児	3,800	950	4,750	3,800
1～6年 (※無償化)	4,150	1,050	5,200	0
7～9年	4,500	1,100	5,600	4,500
職員等	5,400	200	5,600	5,600

日額	給食費(円)			保護者・職員 負担額(円)
	現行	値上げ額	新給食費	
園児	230	100	330	230
1～6年 (※無償化)	250	100	350	0
7～9年	300	70	360	300
職員等	360	10	360	360

※日額単価積算根拠（月額徴収額×11ヶ月÷年間提供回数(義務教165回)）